

政治倫理の確立のための愛川町長の資産公開に関する条例の一部改正
に当たり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由

政治倫理の確立のための愛川町長の資産公開に関する条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号アに規定する「基本的な制度を定める条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となる条例であります。今回の改正については郵政民営化関連法の制定等に伴い、本条例に規定される文言の整理を行うものであることから、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号（軽微なもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。